

京都市交通局管理規程第33号

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成26年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 西村 隆

京都市交通局会計規程の一部を改正する規程

京都市交通局会計規程の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 減価償却（第101条—第103条）

第6章 予算

第1節 編成（第104条—第109条）

第2節 執行（第110条—第120条）

第3節 統制（第121条・第122条）

第7章 決算

第1節 通則（第123条—第131条）

第2節 日次及び月次決算（第132条—第134条）

第3節 年度末決算（第135条—第138条）

第8章 雑則（第139条・第140条）」を

「第3節 減価償却（第101条—第103条の2）

第6章 引当金（第104条）

第7章 予算

第1節 編成（第105条—第110条）

第2節 執行（第111条—第120条）

第3節 統制（第121条・第122条）

第8章 決算

第1節 通則（第123条—第131条）

第2節 日次及び月次決算（第132条—第134条）

第3節 年度末決算（第135条—第138条）

第9章 雑則（第139条・第140条）」に改める。

第1条中「地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第1条」を「地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第2条」に改める。

第34条第1項中「前項」を「前条」に改める。

第51条第2項中「，消耗品」を削り，「，郵便葉書及び被服属品」を「及び郵便葉書」に改める。

第77条に次の1項を加える。

2 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。）については，事業年度の末日における時価としなければならない。

第84条第1号イに次のように加える。

(キ) リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて，当該リース物件が（ア）から（カ）に掲げるものである場合に限る。）

第84条第2号を次のように改める。

(2) 無形固定資産 次に掲げるものとする。

ア 電話加入権

イ 借地権

ウ 地上権

エ 電気供給施設利用権

オ 電気通信施設利用権

カ ガス供給施設利用権

キ リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて，当該リース物件がアからカに掲げるものである場合に限る。）

ク その他これらに準じる権利であつて，有償で取得したもの

第85条第1号中オをカとし，エの次に次のように加える。

オ ファイナンス・リース契約をしたとき

第86条の見出し中「購入」の右に「または借入」を加え，同条第1項中「固定資産を購入」の右に「または借入」を加え，同条第1項から第3項の規定中「固定資産購入」の右に「または借入の」を加える。

第88条中「購入」の右に「，償却資産の借入」を加える。

第89条に次の1号を加える。

(5) リース資産の価額は，リース物件見積購入額またはリース料総額から利息相当額を控除した額

第94条第2号ア（エ）及びイ（オ）中「財務課長」を「当該無形固定資産を現に使用

している課長等」に改める。

第101条に次のただし書を加える。

ただし、リース資産のうち、所有権が借主に移転すると認められない取引に係るものは、リース期間定額法により行う。

第103条第4項中「地方公営企業法施行規則第8条第3項」を「地方公営企業法施行規則第15条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 リース資産の減価償却については、リース期間定額法によるものは第1項の規定にかかわらず、帳簿価額が0円に達するまで行うことができるものとする。

第8章を第9章とする。

第124条第5号を同条第6号とし、同条第4号中「前3号」を「前4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 長期前受金戻入については、長期前受金戻入を行うべき日の属する年度

第126条第3号中「当該各号」を「前2号」に改める。

第137条に後段として次のように加える。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、第108条第2号に規定する予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

第137条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) キャッシュ・フロー計算書

第7章を第8章とする。

第110条を削り、第109条を第110条とし、第108条を第109条とする。

第107条に後段として次のように加える。

なお、予定キャッシュ・フロー計算書の作成については、業務活動によるキャッシュ・フローは間接法により、投資活動及び財務活動によるキャッシュ・フローは直接法によるものとする。

第107条第2号中「資金計画」を「予定キャッシュ・フロー計算書」に改め、同条を第108条とする。

第106条を第107条とし、第105条を第106条とし、第104条を第105条とする。

第118条第2項中「第106条及び第107条」を「第107条及び第108条」に

改める。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第104条 退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全企業職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の事業年度から適用する。

(交通局企画総務部財務課)